

発議第 2 号

学校給食無償化財源の措置を求める意見書の提出について

上記の議案を地方自治法第 1 1 2 条及び会議規則第 1 4 条の規定により別紙のとおり提出します。

令和 6 年 9 月 2 0 日

提出者 南陽市議会議員 山 口 裕 昭

賛成者 同 佐 藤 信 行

賛成者 同 高 岡 遼 多

賛成者 同 大 友 太 朗

賛成者 同 佐 藤 和 広

賛成者 同 濱 田 藤兵衛

南陽市議会議長 遠 藤 榮 吉 殿

学校給食無償化財源の措置を求める意見書

昨年１２月２２日に閣議決定された「こども大綱」では、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すとともに、地域間格差をできる限り縮小していくことも念頭におきつつ、地方自治体への必要な支援を行うとしている。また、同日に閣議決定された「こども未来戦略」では、学校給食費の無償化の実現に向けて、まず実態調査を行った上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含めた課題の整理を丁寧に行い、具体的方策を検討するとされた。

実態調査の結果では、昨年９月時点で無償化を実施している教育委員会の数は７２２に上り、うち、５４７教育委員会が小中学生全員を対象とするなど近年その取り組みが広がっていること、また、無償化を実施している教育委員会において、約７割は自己財源を充てているが、実施における課題として、予算の確保が最大の課題とされていることが分かった。

しかしながら、当該実態調査結果を踏まえた国の対応は、児童生徒間の公平性あるいは国と地方の役割分担、政策効果といった観点や法制面から、今後、課題整理を行っていくことにとどまっており、無償化決定までには至っていない。

また、既に給食無償化を実施している教育委員会の間においても、財源の問題から給食の質に格差が生じているため、安定的な財源の確保の重要性が明らかとなっている。

地方自治体の財政力によって学校給食無償化の実施に差が出ることは、地域間格差そのものであり、「こどもまんなか社会」の実現への妨げともなりかねない。学校給食が果たす役割の重要性に鑑みれば、国の責任において、こうした格差は早急に解消されるべきものである。

よって、国においては、学校給食無償化の実現に向けた検討を速やかに進め、必要な財源措置を早急に行うことを強く求める。

以上、地方自治法第９９条の規定により、意見書を提出する。

令和６年９月２０日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿
内閣総理大臣 殿
財務大臣 殿
文部科学大臣 殿

南陽市議会議長 遠藤 榮吉